中央環境審議会土壌農薬部会の専門委員会の設置について(改正案)

平成 1 3 年 3 月 2 8 日 平成 1 4 年 7 月 2 日改正 平成 1 7 年 月 日改正 土 壌 農 薬 部 会 決 定

中央環境審議会議事運営規則(平成13年1月15日中央環境審議会決定)第9 条第1項の規定に基づき、中央環境審議会土壌農薬部会に置く専門委員会について、 次のとおり定める。

- 1. 中央環境審議会土壌農薬部会に、土壌汚染技術基準等専門委員会を置く。
- 2. 土壌汚染技術基準等専門委員会は、土壌汚染対策法に係る技術的事項等について調査する。
- 3.専門委員会に属するべき委員、臨時委員又は専門委員は部会長が指名する。
- 4.専門委員長は、専門委員会を招集しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議案を同専門委員会に属する委員、臨時委員又は専門委員に通知するものとする。
- 5. 部会長は、土壌汚染技術基準等専門委員会に出席し、意見を述べることができる。

中央環境審議会土壌農薬部会の専門委員会の設置について(新旧対照表)

新	IE
1.中央環境審議会土壌農薬部会に、土壌汚染技術基準等専門 委員会を置く。	1 . 中央環境審議会土壌農薬部会に、 <u>農薬専門委員会及び</u> 土壌 汚染技術基準等専門委員会を置く。
(削る)	2 . 農薬専門委員会は、農薬取締法第3条1項第4号から第7 号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の 件(昭和46年3月農林省告示第346号)第1号イ及び第 4号の環境大臣の定める基準(以下「作物残留及び水質汚濁 に係る基準」という。)の設置及び改定に関する事項その他 農薬による環境汚染の防止に係る専門的事項を調査する。 なお、作物残留及び水質汚濁に係る基準の設定及び改定に 関する事項については、当部会に対し当該事項に係る付議が あった場合に直ちに調査を行い、その結果を当部会に報告す るものとする。
2.(略)	3 . 〔略〕
3 . 〔略〕	<u>4</u> .〔略〕
4 .〔略〕	_5〔略〕
5. 部会長は、土壌汚染技術基準等専門委員会に出席し、意見を述べることができる。	6. 部会長は、 <u>農薬専門委員会及び</u> 土壌汚染技術基準等専門委員会に出席し、意見を述べることができる。